

総務委員会会議録

日時 平成28年6月15日(水) 開会時間 午後 1時01分
閉会時間 午後 4時36分

場所 第1委員会室

委員出席者 委員長 永井 学
副委員長 猪股 尚彦
委員 中村 正則 望月 勝 桜本 広樹 杉山 肇
山下 政樹 望月 利樹 高木 晴雄 安本 美紀

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

公安委員長 赤岡 利行 警察本部長 飯利 雄彦
警務部長 前田 尚久 生活安全部長 細入 浩幸 刑事部長 輿石 靖
交通部長 輿水 雅彦 警備部長 川崎 雅明 首席監察官 小林 仁志
総務室長 清水 順治 警察学校長 市川 和彦
警務部次長 有泉 照夫 交通部次長 古屋 秀敏
総務室参事 石川 善文 警務部参事官 窪田 圭一
生活安全部参事官 功刀 康友
刑事部参事官 鶴田 孝一 刑事部参事官 小林 敏廣
交通部参事官 中山 良彦 警備部参事官 加々美 誠
会計課長 岩柳 治人 教養課長 野矢 聡 監察課長 天野 英知
厚生課長 若月 誠 地域課長 瀬戸 良広
少年・女性安全対策課長 西山 雄三
生活安全捜査課長 比留間 一弥 捜査第二課長 雨宮 雄二
組織犯罪対策課長 宇野 晃
交通指導課長 加々美 政治 交通規制課長 窪田 豊
運転免許課長 入戸野 敏彦 警備第二課長 小林 信一

総合政策部長 吉原 美幸 県民生活部長 布施 智樹
リニア交通局長 佐藤 佳臣
総合政策部次長 小島 徹 総合政策部次長(秘書課長事務取扱) 平賀 太裕
県民生活部次長 上小澤 始 県民生活部次長 弦間 正仁
県民生活部参事 依田 正樹
リニア交通局リニア推進監 内田 稔邦 リニア交通局理事 清水 豊
リニア交通局次長 上野 直樹 リニア交通局技監 市川 成人
政策企画課長 末木 憲生 国際総合戦略室長 落合 直樹
広聴広報課長 渡邊 和彦 地域創生・人口対策課長 宮崎 正志
県民生活・男女参画課長 三井 薫 北富士演習場対策課長 中込 巖
統計調査課長 古屋 久 消費生活安全課長 杉田 真一
生涯学習文化課長 深澤 宏幸 世界遺産富士山課長 長田 公
私学・科学振興課長 内田 不二夫
リニア推進課長 依田 誠二 交通政策課長 深沢 修

総務部長 前 健一 防災局長 宮原 健一 会計管理者 深澤 肇
人事委員会委員 小俣 二也 代表監査委員 小野 浩
選挙管理委員会委員長 成澤 秀仁
総務部理事 塚原 稔 総務部次長(防災局次長兼職) 若林 一紀
総務部次長(人事課長事務取扱) 中澤 宏樹
職員厚生課長 秋山 晶子 財政課長 泉 智徳 税務課長 保坂 陽一
財産管理課長 塩野 開 行政経営管理課長 上野 良人
市町村課長 森田 貴夫 情報政策課長 中野 修
防災局次長(防災危機管理課長事務取扱) 廣瀬 久文 消防保安課長 小澤 浩
出納局次長(会計課長事務取扱) 鷹野 正則 管理課長 保坂 芳輝
工事検査課長 丸山 哲
人事委員会事務局長 伊藤 好彦 人事委員会事務局次長 石原 洋人
監査委員事務局長 秋山 剛 監査委員事務局次長 渡辺 健
議会事務局次長(総務課長事務取扱) 清水 正

議題 (付託案件)

- 第 67号 山梨県議会議員及び山梨県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例中改正の件
- 第 68号 山梨県個人番号の利用に関する条例中改正の件
- 第 69号 山梨県県税条例及び山梨県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例中改正の件
- 第 75号 平成28年度山梨県一般会計補正予算第1条第1項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額並びに同条第2項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中総務委員会関係のもの並びに第4条地方債の補正
- 承第48号 山梨県県税条例等中改正の件

審査の結果 付託案件については、いずれも原案のとおり可決すべきもの、承認すべきものと決定した。

審査の概要 まず、委員会の審査順序について、警察本部、総合政策部・県民生活部・リニア交通局、総務部・防災局・出納局・人事委員会事務局・監査委員事務局・議会事務局の順に行うこととし、午後1時1分から午後1時24分まで、警察本部関係、休憩をはさみ、午後1時45分から午後2時23分まで、総合政策部・県民生活部・リニア交通局関係の審査を行い、休憩をはさみ午後2時45分から午後4時36分まで、途中休憩をはさみ総務部・防災局・出納局・人事委員会事務局・監査委員事務局・議会事務局関係の審査を行った。

主な質疑等 警察本部関係

第75号 平成28年度山梨県一般会計補正予算第1条第1項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額並びに同条第2項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中総務委員会関係のもの並びに第4条地方債の補正

質疑

山下委員 代表質問でも、今回計上されている予算を少しお尋ねをしましたけれども、もう少し具体的に教えていただければと思います。

甲府地域と石和温泉地域に9つ、それと、石和には8つぐらいの防犯カメラを設置すると伺っていますけれども、まずはその必要性、なぜ防犯カメラを設置することになったのか、その辺からまず教えていただけませんか。

宇野組織犯罪対策課長 暴力団排除特別強化地域に設定される甲府市中心街と石和温泉街は、風俗営業店等が県全体の約3割を占める繁華街であり、暴力団が資金源として重要視している地域です。改正暴排条例により、強化地域内では暴力団員の立入りを禁止する標章制度が設けられるなど、暴力団排除が一気に進むことが期待されるところであります。

その一方で、暴力団が資金源を失わないために、標章掲示事業者らに対する牽制や違法行為等を行う恐れも想定されるところであり、そういった行為に住民や事業者らが巻き込まれる恐れも否定できません。現に最近では、甲府市中心街におきまして、暴力団が集団で地域内の事業者らに圧力をかける動向も把握されているところであります。

警察としましては、これらの行為に対し、厳正な取締りを実施するほか、地域内の警戒活動を強化する方針ですけれども、標章掲示事業者や住民、来訪者らの安全を確保するためには、犯罪抑止効果が高い防犯カメラを設置することが必要不可欠であると考えています。

山下委員 わかりました。私どもとしてみれば大変うれしいことですし、大いに頑張っていたきたいんですけれども、ただ、新聞には、逆にいわゆるプライバシーのことを非常に気にする方もいらっしゃると思いますが、その辺の対応について、今後、どのように考えているのか教えていただけませんか。

宇野組織犯罪対策課長 県警察では、改正暴排条例公布後、この地域におきまして、防犯カメラの設置に関するアンケート調査を行ったところ、甲府市中心街では、回答いただいた事業者の約9割の方に、防犯カメラの設置に関し賛同をいただいているところです。また、議員御指摘のとおり、防犯カメラの設置に関しましては、プライバシーの利益保護が大変重要でございまして、公共空間といえども、地元住民はもちろんのこと、来訪者のプライバシーも尊重される必要があるものと考えています。

一方で、特別強化地域内の住民の皆様方らの安全を守るということも、公共の福祉に照らして大変重要でありまして、プライバシーの利益と比較衡量をして、暴力団による違法行為等が予想される強化地域内に防犯カメラを設置することは、十分に公益性、必要性があるものと認識をしています。

県警察としましては、設置の際には特定の住居や人物等を監視するようなこ

とにならないように、設置場所の妥当性等を十分に配慮するとともに、データにつきましては、一定期間の保存後に削除するといった内容の運用要領を定めるなど、設置後の適正な運用に努めてまいりたいと考えています。

山下委員

いろいろな所で録画をするわけですが、最後に言われたように、それを誰がどういうふうにつきり管理していくのか、そういったものをある程度、先ほど言ったルールをしっかりとつけていかなければいけないということも、できるだけ一般の地域の方々にも、笛吹警察署だとか甲府警察署だとか地元警察を通して、皆さんに周知していただければ、皆さん方もそういうことで、撮られている、撮っているところをわかってしまうと逆に全く効力がないわけですね。そこを避けますから、どこで撮っているかということを知られてはいけませんから、そういうこともよく研究していただければと思います。

最後に、基本的に甲府と石和の温泉街というところが暴力団の資金源になっていると言われている中で、当然、暴力団の人も、そういうところが厳しくなれば緩いところに逃げていくということは考えているわけです。この地域以外のところもこれから暴力団の排除をしていく、推進をしていくための努力をしていかなければいけないと思いますけれども、最後にこの辺を聞いて終わらせていただきます。

宇野組織犯罪対策課長 県内の暴力団の活動につきましては、特別強化地域にとどまるものではなく、県下全域に及んでいるものと認識をしていますし、また強化地域の設定によりまして、他地域での活動が活発化する恐れというものもあるものと考えています。県警察といたしましては、暴力団犯罪の取締りを徹底してまいりますが、暴力団の壊滅、弱体化のためには、県民の皆様による暴力団排除活動が極めて重要であると考えています。

県内では、現在、徐々にではありますが、暴力団排除の気運が盛り上がってきていまして、富士吉田警察署管内では、多数の事業者が、暴力団員立入禁止と記載された標章を掲示し、実質的な規制はできませんけれども、暴力団排除の意思を明確にしているといった、他の地域にも参考となる事例があります。

また、近年では、リニア建設工事に関する暴力団等排除対策協議会、また甲府市中心街みかじめ料縁切り同盟等の、事業者や地域が団結して暴力団排除活動を推進をいたしまして、暴力団を利用しないことなどを宣言している事例や各種業界が暴力団排除条項に基づき、暴力団との契約を拒否している事例も見られるところであります。一方、県外では、事業者が暴力団と社会的に非難すべき関係にあるということを示して公共事業から排除するなど、潜在化する暴力団の資金獲得活動を阻止した事例も見られるところです。

県警察としましては、このような暴力団排除活動が山梨の地においても着実に広がっていくよう、暴力団排除気運の醸成のための情報発信を推進するとともに、県内の事業者や団体、さらには行政機関、県民一人ひとりとの情報共有を推進し、県内における事業者らへの暴力団の介入を徹底的に阻止するなど、暴力団排除に向けた社会全体の取組をさらに強化していきたいと考えています。

高木委員

ただいま、警の3ページ、山下委員から防犯カメラについてお尋ねがあったんですが、私も違う角度でこの点についてお尋ねしたいと思います。

当初予算が1,650万円、補正が4,600万円、ここ数年の暴力団の抗争の事件の様相を考えますと、当初予算を計上していて、その3倍になる補正予

算、むしろ当初予算が4,600万円で補正が1,600万円、このようになってもいいのではないかなと思うんですが、それにはきっと何かの理由があったんだと思います。その理由について、お尋ねをさせていただきます。

岩柳会計課長

暴力団排除特別強化地域への街頭防犯カメラの設置につきましては、改正暴力団排除条例をより一層、実効性のあるものとするための整備事業でありまして、暴力団員立入禁止標章の制度を先行実施している他県の事例ですとか、住民説明会での安全対策を求める声などを踏まえ、条例施行日と同一時期、あるいはそれに近接する時期までに速やかに整備を完了させることが極めて重要であると考えています。

その一方で、街頭における防犯カメラの設置は、周辺住民や来訪者の方々のプライバシーにもかかわる問題でありますことから、住民感情等をしんしゃくしながら、その設置台数や設置箇所、映像の管理方法等について、慎重かつ総合的に検討を重ねる必要があり、これまで住民や有識者の方々からの意見聴取を行うなど、可能な限り時間を費やして、カメラ設置に向けた合意形成に努めてきたところであります。

また、この改正条例につきましては、暴力団員立入禁止標章を掲げた飲食店等への暴力団員による威迫行為を罰則つきで禁止する全国初の条例でありまして、その法令審査や法務省との罰則協議等の手続を慎重に進め、相応の時間を費やしてきたところであります。

こうしたことから、本年度の当初予算への計上は見送りまして、条例施行日と最も近接した時期にカメラを設置することができる6月補正予算案に計上するということになったものです。

高木委員

今の説明で補正が大きく組まれたことがわかりましたが、暴力団の排除条例が公布された甲府中心街、石和の温泉街の暴力団の排除特別強化地域に、先ほど山下委員から8か所という話がありましたけれども、甲府と石和温泉、それぞれ何カ所ずつになるんですか。

宇野組織犯罪対策課長 甲府市中心街に9台、石和温泉街に8台の合計17台を設置予定でございます。

高木委員

防犯カメラの補正予算は大きな金額でありますけれども、この設置場所を、いろいろ吟味してきたと思います。費用対効果といいますか、一番効果のあるところに設置をするという検討が十分なされたと思いますけれども、そのことがまた住民の安心にもつながっていく、あるいは事前に予防をするということにもつながりますし、また何かあったときにはより早くその事件が解決していくということにもつながるかと思っておりますけれども、その設置箇所、どのようなところを吟味したんでしょうか。

宇野組織犯罪対策課長 強化地域内には、自治体等が設置しております防犯カメラもありますことから、その防犯カメラで撮影できる場所を除きますと、同地域の周囲に設置することが効果的であると判断をいたしました。

そのような中で、これまでの暴力団犯罪や蝸集事案の発生状況等を勘案いたしまして、強化地域内の住民の方々、また事業者らの安全確保に資する場所としまして、甲府市中心街に9か所9台、石和温泉街に8か所8台を選定するものです。

高木委員

本会議で山下委員が質問したのに対して、飯利本部長から、表面上はうまく手打ちができた、けどもなかなか厳しい状況にあるというお話がありました。この厳しい状況の中で暴力団の排除を取り締まる防犯カメラが有効に活用されることや、防犯カメラに加えて県民、市民が、防犯カメラがあることと同時に意思掲揚がなされて、暴力団の排除活動を行っていくためにも、県警察にも大変期待が大きいと思うんです。その期待に対してどういうふうに応えていくのか、こんなことを所感でお願いしたいと思います。

輿石刑事部長

県警察としましては、防犯カメラは犯罪抑止のみならず、犯罪の立証等、捜査にも極めて有効であると考えております。したがって、防犯カメラを設置させていただいた暁には、暴力団排除に取り組まれる方々への危害の防止や暴力団犯罪の取締り等に積極的に活用していきたいと考えています。

一方で、特別強化地域内で勇気を持って暴力団排除に取り組む方々の身の安全を確保するためには、防犯カメラの設置だけではなく、特別強化地域として設定した以上、これまでも増してパトロール等の警戒活動を強化し、暴力団の不法行為を未然に防止していきたいと考えています。

また、先ほどの委員からもお話がありましたように、代表質問における警察本部長の答弁と重なるところもありますが、暴力団排除に取り組む県民に対し、暴力団員による不法行為はもちろん、牽制等の行為があれば、あらゆる法令を駆使して取締りを徹底するという、断固たる決意であります。

また、今後とも、県民の皆様、事業者等とともに、県内全域における暴力団排除活動が一層活発化するよう、関係各位の安全確保を図るための警戒活動や暴力団に対する取締り、暴力団排除活動への支援、暴力団排除気運の醸成に向けた情報発信等に全力で取り組んでいきますので、なお一層の御理解と御支援を賜りたいと思います。

討論

なし

採決

全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

所管事項質疑 なし

主な質疑等 総合政策部・県民生活部・リニア交通局関係

第75号 平成28年度山梨県一般会計補正予算第1条第1項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額並びに同条第2項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中総務委員会関係のもの並びに第4条地方債の補正

質疑

望月（利）委員 政の3、地域創生・人口対策課の子育て日本一PR事業費について、お尋ねいたします。これは、子育て世代の県内への移住を促進するというところで、本県の子育て施策をPRするという御説明がありました。さまざまな世代がある中で、なぜ子育て世代に焦点を当ててPRするということになったのですか。

宮崎地方創生・人口対策課長 本県の移住相談の窓口でありますやまなし暮らし支援センターに訪れる移住相談に来られる方ですが、開設時と比べまして、おおむね60歳以上の方が減少する一方で、30歳代、40歳代といった子育て世代の移住相談がふえているというところです。また、昨年度策定しました人口ビジョンにおきましても、近年、母親世代となるような若年女性の人口減少が著しいということでありまして、こういった方々の人口減少を食い止める必要があるのではないかと認識しています。

そこで、本県の行っている全国トップレベルの支援策を対外的にPRすることで、こういった子育て世代の方の移住を促進していきたいという趣旨で、この方々をターゲットにしているというところです。

望月（利）委員 若い世代がふえている、相談もふえていると。当然、若い世代もどんどん我が県に来て子育てをしていただきたいということでした承いたしました。

今、御説明があり、ここにも書いてあるとおり、全国トップクラスの本県の子育て支援策ということですね。これを育児雑誌とかポスター、ブックレット等によってPRをしていくということですね。ただ、冊子をつくってPRとか、ただブックレット等でPRということではなくて、具体的に効果があるようなPRが必要だと思ふんですが、内容についてお聞かせいただけますか。

宮崎地方創生・人口対策課長 先ほど申し上げているとおり、全国トップレベルの支援策ということをしてPRしていきたいと考えていますけれども、本県では全国で初めて、昨年度当初予算において、第2子以降保育料無料化、産前産後ケアセンターの設置など全国に例を見ないような先進的な取り組みということで、手厚い子育て支援を実施しているというところです。また、特に都心部のほうで問題となっております待機児童におきましても、やはり都心から最も近い県でありながら待機児童がないというところも強みかなと思っております。

こうした本県の子育て支援の充実策のほかに、各市町村で独自に実施しているような支援策、あるいは本県の豊かな自然を生かしたような保育、教育環境、また、身近にある公園、子育てサークルといったようなもの、こういった子育て世代の方々にとって重要だろうと考えられるものについて、効果的にPRをしていきたいと考えています。

望月（利）委員 まさにまだまだ全国的にも、また県内の方々も知られていない子育て支援策

とか、子育てしやすい環境という部分も、県内外にほんとうに発信をしていただきたいということですが、先ほど説明の中で1点、子育て関連施設のツアーをするということですが、具体的にどんなツアーか、お聞かせいただけますか。

宮崎地方創生・人口対策課長 子育て関連施設ですが、先ほど御説明いたしました全国トップレベルという中に、産前産後ケアセンター、小児救急、こういったものの充実というところがあります。さらに、待機児童がありませんので、すぐに入れるような形で保育園というものを提供している、あるいは先ほど申しました自然保育に関しても、先進的に取り組んでいる団体等がありますので、そういった施設を見ていただく、あるいは保育の公園の環境でありますとか、そういったところを見ていただいて、具体的に本県で子育てしやすいなというものを感じていただけるような施設を回っていただきたいと考えています。

望月（利）委員 ほんとうに若い世代にPRしていく、本県の移住者の増加、人口増加に向けての仕掛けがようやく始まって、具体的に動くなという思いですごくわくわくしていますし、応援をしていきたいなと思っております。

今、説明があったのは子育て世代の部分の移住政策なんでしょうが、今後の移住政策全体としてどのような展開を考えていくのか、最後にお聞かせいただけますか。

宮崎地方創生・人口対策課長 先ほど本事業によりまして、子育て支援、そういったものをPRして、特に子育て世代の方に関する移住を強めていきたいという本事業の趣旨ですけれども、特に今回、移住の関係で、今後、課題になってくると考えているのは、本県での受入体制をどう現場の市町村と連携しながら進めていけるかというのが大きな課題になっていると考えています。

本年度におきましても、全市町村参加によるオール山梨セミナー、そういったものも開催していきたいと考えていますけれども、移住、山梨県がいいよということにとどまらず、来ていただいた方に対して、移住した方の具体的な移住先をイメージできるようなことを市町村とともに連携して、そういう移住促進を進めていきたいと考えています。

桜本委員 政の2、このオリンピック関連事業費なんですけど、全て県費ということになります。その中で、スポーツ振興、地域経済の活性化を図るといって、地域的な誘致する市町村の考えもあるんですけど、やはり県費という形で取り組む中で、やはりスポーツ振興は長期的に見てどのような形に色づけていくのか、地域経済の活性化、これを何年計画でどこまで持っていく、そういった筋道も示していただかないと、ただ誘致というかけ声だけで、誘致が終わってしまえば、あと、開催終了後、長続きしない、そういったありがちなケースが見受けられますが、どのような長期計画の中でそういったスポーツ振興、経済対策というものを考えているのか、お示してください。

落合国際総合戦略室長 今回のホストタウン計画、ホストタウンというプロジェクトにおきまして、富士吉田市と県で合わせまして、地域経済の振興に関しましては、大会前までに、例えば地場産業でありますところの織物産業を生かした経済交流を行っていただくとか、その後の経済交流に関しましては、さらに幅広く地域の機械電子産業を含めた交流などを盛り込んでいくということで交流計画を書いております、そういったことを通じまして、地域経済の振興に貢献していき

たい、今回、スポーツツーリズムということを振興させるということであげております。そういったことで、交流人口の拡大を通じた地域経済の振興に寄らせていくということで、今回の計画はそういう形で取りあげております。

県としましても、単に一過性の事前合宿だけということでは、この助成といいますが、支援の対象としておりませんでして、レガシー効果とはよく言われていますが、そういった長期的な事業効果が見込まれるものがホストタウンとして認定される仕組みとなっておりますので、そういった枠組みを活用して、一過性に終わることがないような事業に支援をしていくという組み立てで、この事業を組み立てているところです。

桜本委員

ということは、本年度のこの補正の部分と、今後の予算の追加というものも出てくるのか、これで終わるのか、そういうことによってやはり長期的な、誘致前、開催時、開催後という3段階の形でいかないと、なかなか予算というのは呼応していかない、また事業の計画も進捗していかないと思いますが、どのような長期的な予算の経過を踏まれるんですか。

落合国際総合戦略室長

今後の長期的な組み立て方ということかと思えます。この事業につきましては、相手国の都合といいますが、誘致が決まらないうちに先に進めないというところがありまして、なかなか長期的にこういう形だということをして今の時点で確実にお見せすることはできませんけれども、国のホストタウンの登録が今年、第3期が10月の下旬から11月の上旬ということでお聞きしております。また、年に1、2回、こういった登録があると聞いていますので、そういった事業計画に合わせまして、市町村と連携をとりながら準備作業を進めまして、また、県議会の皆さんにお諮りして、事業を進めさせていただきたいと考えています。

桜本委員

継続していく事業、予算ということであれば、やはりどこかの段階で県民に周知することも大事です。県費投入という形の中で、その市町村が誘致成功することによって、その地域以外にもどういった波及効果も得られるかということが、やはりお金の使い方だと思います。また、よく説明をしてください。

次に政の3、この事業、観光客おもてなし体制整備費というところから持ってきているんですが、その流れとこの事業の関連性をお答えください。

宮崎地方創生・人口対策課長

先ほどの観光客おもてなし体制整備費というところで、移住関連の施策については、二地域居住関係ということで、もともと観光部が所管していたと承知しています。なので、観光客おもてなし体制整備費の中に若年世代の移住、定住の関係の施策を盛り込んでいると承知しています。

桜本委員

課長が承知していても、やはりどこかの段階で事業名を変えとか、今までこの予算を使っていたから、またその関連でこういう事業費ですよ。やはり事業費とお金、どういうことに使うのかというのは1つの並びじゃないと、とんでもないところのものであっても、やることは一緒だからということが、国から来ている人には一般的なんですか。

宮崎地方創生・人口対策課長

先ほど委員が言ったことにつきましては、まさに、おっしゃるとおりだと考えています。会計の整理の中で項目ということが整理されていますので、今後、こういった整理の仕方が、結局、予算ですので、県民の方にいかにかわかりやすいように整理をして公にしていくかということが問われて

いますので、その点につきましては、今後、検討していきたいと考えています。

桜本委員 この子育て相談がこういった移住の中では多かったという中で、相談件数におけるそれぞれの割合というのはどんな割合なんですか。この子育てというのが相談件数のどのくらいを占めているんですか。

宮崎地方創生・人口対策課長 平成27年度の実績ですけれども、申しわけございません、子育て関係で幾ら相談があったかというところまでは把握をしておりません。年代としまして、全体の件数で2,400件余りの中、半数以上を20代、30代、40代の方が占めているというところで、いわゆる子育て世代の方々の移住の関心が過去よりも高まっているということは言えるのではないかと考えています。

桜本委員 言えるのではないかとかということではなくて、相談件数における、例えば移住の動機、子育てが何パーセント、田舎暮らしに憧れる部分はこうだとか、健康のためだとか、そういった中で分析しながら、こういったマル臨というものは持ってくる。当然、この子育てというのはツールの1つだと思えます。それよりも前に考えるのは、それだけ子育ての相談が多いのであれば、その相談窓口において、こういった相談ができるエキスパートを置いてあげるということも並行して大事なことはないんですか。

宮崎地方創生・人口対策課長 過去の相談から、私が若年世代の相談がふえているということをお説明しましたけれども、委員おっしゃるように、実際、移住を決められた方がどういうポイントで山梨に移住を決定されたかということも、当然、把握しなければならないと考えていまして、またそれにつきましては、実際に移住が決定された方にアンケート調査をする、そういったところできちんと統計として整理をしなければならないと考えております。

移住相談に当たっている方が子育て世代のエキスパートでないといけないのではないかというお話で、今、移住相談の専門員2人置いていますけれども、その中で、現在、対応しているところでして、もちろん相談員の方も子育てを経験された方、山梨の子育て環境を把握をされて移住相談をやっていただいているところですので、また先ほど申しました移住相談される方の中で、どれだけ子育て世代、子育て環境に対するニーズが高いのかということも踏まえまして、検討していきたいと考えています。

桜本委員 こういった相談件数という中身をやはり分析して、その中で何が一番効果があるのかということが皆様方の仕事だと思うんです。全国トップクラスということ、そういう評価があるのかどうか、明確ではありませんが、そういったツールの1つに絞り込んでいくという1つの危険性があります。やはり移住でもそれぞれ、さまざまな移住動機というものがありますので、まずはそういった移住動機を明確に絞りながら、ほんとうに漏れなくやっていくのか、あるいはこういうふうに集中してやっていくのか、その辺の実績を期待をしておりますので、ぜひこのシーズン中というんですか、どのくらいの目鼻でお金の事業の執行を考えているんですか。

宮崎地方創生・人口対策課長 今回の事業につきましては、6月補正予算ということで、年度内に確実に実行したいと考えています。

本事業につきましては、ブックレットの作成、育児雑誌とのタイアップ、また子育て関連施設のツアーというところで年度内には準備をしまして、また実際に来られた方、移住相談に来られた方の中の反響、そういったことも踏まえ、来年度以降のことも考えていきたいと考えています。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

所管事項質疑

(総合球技場検討委員会について)

桜本委員 先般、球技場の建設ということで検討委員会が発足をされました。新聞で氏名、こういった専門の方なのか、記事が出ていましたが、その中で、県が、ここについて検討委員会の話を全てスタートから聞くという形をとられているわけですが、県としての独自の考え方、県としてはこんなふうに考えていきたいという、そもそも山梨県としての進むべき、考えるべきものというのはいないんですか。

末木政策企画課長 県では、今年の2月に県有スポーツ施設整備の基本方針を策定したところで、総合球技場においては、平成28年度に施設の規模、建設場所、運営方法等について検討に着手すると整理をしたところです。

永井委員長 今、桜本委員の質問と趣旨がずれていると思うんですけども。

末木政策企画課長 質問の趣旨を取り違えて申しわけございません。

検討委員会で検討していくわけですが、今後、県民の意見につきましては、皆様の多様な意見を検討に反映していきたいと考えています。今後、検討委員会の検討状況に応じまして、適切な対応を図っていきたいと考えています。

桜本委員 そういうことじゃなくて、検討委員会に全てお任せします、例えばスタジアムの規模だとか、機能だとか、建設場所、運営方法、そういったこともわかりますが、まずは県としての独自策というものが、皆様方が考える力がないんですかということを私は問うているわけです。皆様方というのは、課長以下の人たちがです。

吉原総合政策部長 今回の総合球技場の整備につきましては、2月議会で後藤知事から整備を前提にして前向きな検討をするということですが、この総合球技場の整備につきましては、多くの方々から要望などもいただいておりますし、非常に関心が高いということもあって、いろいろな立場の県民の皆さんから、さまざまな意見を聞いた上で、県としても方向性を定めていく必要があると考えておりますので、まずは今回も委員の方々、さまざまな分野の方々から委員になっていただいておりますので、そういった方々からそれぞれ専門の意見をお伺いする中で、その意見を踏まえて県としての方向性を示していきたいということで、今回、検討委員会を開催させていただいているということです。

桜本委員 そこがやっぱり考え方の違いで、それはまさしくわかります。ただ、県職員

としても、やはり自分たちが常に研究、検討しながら、そういったものの中で少しは専門性を高めるとか、資料を集めていくとか、この間、先般もビデオを見たということも聞いております。そういったことの中で、何でもかんでも外部の検討委員会を設置して、それぞれの立場の人からお話を聞くということも、避けて通れない面もありますけれども、やはり県職員として県の施策をリードする人たちもやはり一つ、私たちもこういった考えがあります、これに基づいて専門委員の方、協議をしていただけませんかというあり方もあっていいんじゃないですかということを、総合政策、その政策というところに僕は問うていきたいと思いますが、どうですか。

吉原総合政策部長 委員の言うように、県としてまず考え方を示すという進め方もあると思いますが、それによって例えば委員さん方の意見ですとか、さまざまなものがそういう方向へ行ってしまうとか、そういうことも考えられるということで、私どもとしては、まず委員会を、今回、設置をさせていただきましたので、それぞれの委員さんの方々から御意見をお伺いすると。その御意見を踏まえて議論していただく中で、最終的にこの年度末までには基本構想という形で県の考え方をお示しをしていきたいという考え方です。

桜本委員 検討委員会のものもいただいて、それに県の肉づけもさせるということによるのでしょうか。

吉原総合政策部長 委員会の御意見を踏まえて、最終的には県としての考え方をまとめさせていただきますと考えています。

(ボランティアセンターの移転について)

高木委員 県民生活部の所管で、県内のボランティア活動の支援について、お尋ねしたいと思います。

これは、3月9日の山日の紙面ですけれども、「県ボランティアセンター移転で説明会、活動スペース求める声、県への不満噴出」と、このような見出しで書かれているんですが、ちょっと読ませていただきますと、ボランティア団体同士が交流する場が失われてしまう、拠点の維持を求める声が続々と、このようなことなんですが、老朽化が進んで、なお、耐震化の基準が満たされていないということもあって、3月に閉鎖されました。そういった中であります、6万人を超える署名があって、存続を求める県民の声があるわけですが、6万人の署名を渡すときに後藤知事が、ボランティア活動の発展につながるように検討していきたいというコメントをされました。

そういった中で、防災新館の1階にセンターがつけられたわけですが、この拠点の移転に伴う検討と経緯について、まずお尋ねをさせていただきます。

三井県民生活・男女参画課長 ボランティアセンターにつきましては、耐震等の問題で移転先を探すという中で、昨年度、検討を進めたところですが、その中で、ボランティアセンターの今後の求められる機能と役割を検討する中で、さまざまな役割がありますけれども、今後、ボランティア情報の集積やマッチングとかネットワークの構築を進めていく中で、どういうところがふさわしいのかという検討を進め、防災新館に移転をするということになりました。

その検討する過程においては、県、ボランティア協会、県社協も入りまして、検討を重ねてきたところです。

高木委員 今、課長の説明があったんですが、まだまだ不満の声が聞かれています。そうした中で、利用者や県民に対する説明はどのようにされてきたのか、その点についてお尋ねします。

三井県民生活・男女参画課長 先ほど委員がお示しされた3月9日の新聞記事もそうですけれども、ボランティア協会の会員さんにつきましては、やはり活動の場の拠点が失われるという懸念の声がありまして、移転場所を決めるに当たってもいろいろな御意見をいただく中で、先ほど申し上げた、今後、センターに求められる機能というのは何だろうということで、ボランティア協会、県社協と話し合いを重ねた結果、防災新館に移転するという事になったわけです。

その中で、今まで貸館として旧ボランティアセンターがその方々の活動拠点になっていたわけですが、昭和53年のボランティアセンターの建築当時は、そういったボランティア活動をする拠点がなかったという中で、非常に活発に使われてきたというところはあるんですが、時代が変わり、市町村にもボランティアセンターができて、公民館とか、そういった手軽に借りられる拠点というのができてきました。今後はそういうところをお使いになって活動を始めていただくということで、ボランティア協会の会員さん方にも、3月9日以降にも説明する機会がありまして、そこでも説明をさせていただきました。

防災新館に移転をするということで、隣に生涯学習推進センターがありまして、その隣に交流室が3つあります。そこも活用ができますし、ほかの、先ほど申し上げました、例えば県立図書館の会議室であるとか、公民館であるとか、そういったところの、こんなところが借りられて活動ができますという一覧表もお示しする中で、一応、御理解をいただいたと考えております。

高木委員 昭和53年の当時とは今の様子が違っているという課長の話でありまして、そのとおりかもしれませんが、老朽化が進んで、また耐震基準が満たないということで、幾つかの問題があったと思うんですが、今までの建物は4階でしたね。それぞれのスペースが同じ建物の中であって、利用者からすれば非常に使い勝手がよかった。だけれども、今度、事務局も違うし、センターの位置も違うし、なおかつ、今のセンターは1カ所で30平米、先ほど3つばかり借りられるスペースがあるという話でしたが、とはいいいながらも、そこが使いたいときに使えるという状態ではないですね。誰かほかの人たちが利用していればそこは使えないという、その辺の配慮が、今後は、ボランティア活動をする上でちょっと障害といいますか、ボランティア活動に制約が出やしないのかなという心配があるんです。その点はいかがでしょうか。

三井県民生活・男女参画課長 5月10日に防災新館にオープンし、まだ日が浅いんですが、相談件数等をはかってみたところ、相談をされる方々につきましては、昨年度と同様の数で相談件数がありますので、そういった面から見ても、ボランティア活動を相談される方というのは変わっておりませんので、御不便はかけていないものと思います。

会議室等の拠点の場所の使用については、訪れた方につきまして丁寧な御説明をさせていただいて、こういうところが使えますよという御案内もさせていただくことになっておりますので、そういったことでボランティア活動の障害にはならないと思っています。

高木委員 アンケートをしたり、丁寧な説明をすることで、ボランティア活動が円滑に進むように配慮しているという話だったと思うんですが、ぜひ活動拠点と

しての機能低下にならないように、十分配慮したり、そういうことを周知したり、使い勝手がよりよくなるように、いろいろな工夫が必要になるかと思いますので、ぜひよろしく願いいたしまして、コメントをいただいて終わりたいと思います。

三井県民生活・男女参画課長 今後もボランティア活動の妨げにならないように、部屋の使い勝手などの様々なことを周知していく中で、ボランティア活動を推進していきたいと思しますので、よろしく願います。

主な質疑等 総務部・防災局関係

第67号 山梨県議会議員及び山梨県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第68号 山梨県個人番号の利用に関する条例中改正の件

質疑

高木委員 ただいまの中野課長の説明でわかったところもありますが、もう少し突っ込んで聞きたいと思います。

この1月からマイナンバー制度、ナンバーカードが始まったりしていますけれども、既に先月、申請が1,000万件を超えたということでありまして、今後、国の広報、メディア等の広報が進めば、さらにこれは広がりを見せていくのではないかなと思うんですが、そうした中で、本県も昨年9月に法定事務について同一執行機関内での情報のやりとりを可能とするために、山梨県の個人番号の利用に関する条例を定めました。先ほど話があったように、独自の事務ナンバーを利用していく必要があると、ここにありますオレンジの5件の判断基準に達した理由は何でしょうか。

中野情報政策課長 法定事務では、マイナンバーを利用して県庁各課や国、市町村などの関係機関と個人情報をやりとりすることにより、県民は申請時等において住民票や所得証明などの添付書類を添える必要がなくなり、行政側も書類の確認に要する事務が軽減されるなど、メリットがあります。このため、マイナンバーの利用は可能な限り推進されるべきと考え、県民の利便性の向上や行政事務の効率化を図るため、県の独自利用事務においても必要な範囲で利用することとしました。

高木委員 ここに独自利用事務の5件が載っておりますけれども、この5件を事務としたことの理由について、もう少し詳しく教えていただきたいと思います。

中野情報政策課長 マイナンバーが利用できる法定事務は36事務ありますが、例えば給付対象者や給付内容を法定事務より拡大して実施している県独自の事務があります。これらの事務についても、マイナンバーを利用するメリットがあることから、5件の事務を選定しました。

例えば、5件あるうちの の外国人に対する生活保護に関する事務につきましては、法定事務では対象者を日本人に限定しておりますが、実際、県の事務におきましては、外国人も対象として、日本人と同様な扱いを行っています。また、 の特別支援学校の事務につきましても、法定事務では教科書代や給食

費等を対象としていますが、県ではそのほかに補助教材費等を対象にするなど、より手厚い支援を行っており、同様にほかの3つの事務も、法定事務より手厚い支援を行っている事務であります。

このように、5件の事務は、法定事務と類似する事務であることから、マイナンバーを利用して添付書類の削減を可能とし、事務によって添付書類の有無が生じる不均衡の解消を図り、法定事務と一体的な事務を行う必要があると判断し、選定いたしました。

高木委員 不均衡の是正とか、効率化とか、さまざまメリットがあるという話で、それについてはよくわかりました。

最後に、このマイナンバー制度、昨年6月に改訂された日本再興戦略において、先ほどお話がありましたように、税、社会保障、災害対策の分野、利用範囲をさらに広げていくことによってさらにメリットが広がるということがありますし、先ほど冒頭にお話ししました1,000万件がどんどんふえていくということであれば、情報管理といいますが、それを管理していくことが非常に難しくなるでしょうし、また大切にもなっていくということで、セキュリティについては、どのように考えているのか、どのように行っていくとしていっているのか、その点についてお尋ねして終わりたいと思います。

中野情報政策課長 マイナンバーを利用する事務につきましては、その事務のみの独立したネットワークを構築するとともに、専用端末の導入や、その端末から情報の持ち出しができない設定、データの自動暗号化など、セキュリティ対策を講じます。また、インターネットを介して外部からのサイバー攻撃が多く発生していることから、県と市町村が協力して、インターネットの接続口を県全体で1つに集約し、集中的に監視を行うなど、全県的な防御態勢を整備していきます。

このように技術的対策を進めているところでありますが、これまでの情報漏えいの案件の多くが担当者の不注意などから発生していることから、併せて職員への研修や標的型メールへの対応訓練などを実施し、職員のセキュリティ意識の向上にも努めているところです。

今後とも、技術的、人的の両面からセキュリティ対策を行っていきたいと考えています。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第69号 山梨県県税条例及び山梨県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例中改正の件

質疑

桜本委員 この例で外形標準課税法人、資本金1億円以上、強という法人を示されているんですが、山梨の場合は、基本的に何社、何法人ぐらい、この場合、あるんでしょうか。

保坂税務課長 資本金1億円を超える法人ですが、山梨県の場合、県内に本店あるいは本社がある法人が72、支社とか支店を含めるとおよそ1,000です。

- 桜本委員 今、法人県民税の引き下げ、法人事業税の税率の引き上げという中で、県内における法人には影響がないということなのですが、それに伴う県の税収、歳入について、何か影響はないのでしょうか。
- 保坂税務課長 まず法人県民税ですが、こちらは税率の引き下げになりますので減収です。減収分ですが、初年度はおよそ6億円程度、平年度ベースでは19億円程度の減収になるものと見込んでいます。
一方、地方法人税の増収のほうは、地方交付税の影響がありますけれども、こちらは国から交付額の算定方法等が示されておきませんので、現時点は見込むことが困難です。
次に(2)の法人事業税ですが、こちらは税率の引き上げですので、これは増収、一方、地方法人特別税が廃止になりますので、これに伴う国からの譲与税分が減収となります。ここは相殺をしまして、初年度はおよそ4億円程度の増収、平年度ベースでは11億円程度の増収と見込んでいます。
- 桜本委員 先に地方法人特別税の廃止ということなのですが、先般、安倍首相による消費税率アップを延期するということもありまして、地方法人特別税の廃止というものもこれに合わせて延期されるのか、県ではどのような見通しを持っているんですか。
- 保坂税務課長 税制大綱の中では、今、委員御指摘の地方法人特別税の廃止、法人住民税の税率の引き下げ等、これらにつきましては、消費税率が10%に引き上げられた段階で行うこととされており、御指摘のとおり、先日、安倍首相のほうで、消費税率の引き上げの時期につきましては、平成31年10月まで延期という表明がありました。委員御指摘のとおり、これと関連するものですので、同じように延期になるということは十分想定されるところであります。
ただ、現時点におきましては、消費税率の引き上げと関連するもののうち、何が延期され、何が延期されないのかという点につきましては、まだ明らかにされていません。一方、地方税法につきましては、3月に既に改正になっていまして公布されてます。税法と県税条例の乖離につきましては、速やかに解消する必要があります。このため、現時点におきましては、地方税法の内容に沿った県税条例の改正を、今議会で行う必要があるものと考えています。
- 桜本委員 いろいろ国の方向によって地方の考え方も変わるという中で、やはり県の出納を預かる者にとっては、どんな状況下においてもやはり県民に損をさせない、こういった点を改善しなければならない、そういった考え方を常にとっていただかなければならないと思いますが、心がけというんですか、国の流れ、あるいは地方自治における財政等のあり方というのを、常にどんなふうに見ていますか。
- 保坂税務課長 昨今、法人税改革等の改正が年度ごとに複雑になっています。こういった国の情報につきましては、常に注視しながら、県民の利益になるように、県税条例の改正に努めていきたいと考えています。
- 桜本委員 例えば今回の消費税の問題もそうなのですが、今、ヨーロッパではイギリスのEUの離脱ということで、株価だとか円高というように非常に影響も受けている。県内における企業にとっても、やはりヨーロッパを対象にしているよう

な企業もありますが、その中で、その流れをどんなふうに捉えているかということも含めながら、今回の改正につきましては延期をするということも考えられませんか。

保坂税務課長 先ほどお答えしたとおり、地方税法と県税条例の内容の乖離につきましては、速やかに解消する必要があるものと考えています。

また、消費税率の引き上げですが、10%の引き上げの中には地方消費税の引き上げも含まれていまして、現行の1.7%から2.2%に引き上げることとしています。こちらの県税条例の改正につきましては、昨年6月県議会で御議決をいただいているところです。これにつきましても、今後、地方税法の改正に合わせて引き上げ時期の延期の条例改正が必要となっています。今回の県税条例におきましても、これと合わせて改正を行うなど、適切に対応していきたいと考えています。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第75号 平成28年度山梨県一般会計補正予算第1条第1項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額並びに同条第2項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中総務委員会関係のもの並びに第4条地方債の補正

質疑

猪股委員 防の4ページをお願いします。この中で、消防振興費の中、消防女子の活躍推進事業費に関するところで、県内消防団への女性の加入を推進するということだと思ふんですけども、このことで、今、女性消防団の近年の入団状況ですか、それと活動内容と、訓練をやっていると思ふんですけども、その成果はどんなようなものなのか、その辺をお聞きします。

小澤消防保安課長 県内の女性消防団員の数ですが、年々、増加する傾向にありまして、この5年間で2.6倍となっていますが、全団員に占める女性団員の割合ですとか、人口10万人当たりの女性消防団員数を見ますと、全国平均を下回る状況にあります。

平成28年4月1日現在の県内の女性消防団員は、甲府市の消防団33名をはじめ全体で120名でありまして、10の市町村の消防団に女性消防団員が所属しています。

活動内容ですが、市町村や分団等によって異なっておりまして、例えば各分団に所属して、男性団員と同様に消防団活動全般に従事する場所ですとか、本団づきの女性消防隊等に所属いたしまして、イベントの広報ですとか災害時の後方支援といった特定の活動に特化して従事するというものとなっています。

活動の成果ですが、昨年10月に開催されました全国女性消防総合大会におきまして、本県代表の女性消防隊が、過去最高となります優良賞に入賞するなど、これは全都道府県の8位に相当しますが、着実に成果があらわれつつあります。

猪股委員　　この中で、予算額の中で250万円で計上してあるんですけども、これは県費でなくて国庫委託金のほう、先ほど総で説明もありましたけれども、このことについて、この内容は委託金、どんな内容なのか、その辺をお聞きします。

小澤消防保安課長　今回の消防女子活躍推進事業につきましては、国が250万円まで全額経費を負担する消防庁の消防団加入促進支援事業により、実施したいと考えています。この国庫委託事業につきましては、女性ですとか若者をはじめとする消防団への加入促進を目的とする取り組みについて、国が都道府県ですとか市町村から提案を受けまして、その中から他の地域の参考となるような取り組みを幾つか選択し、委託事業として実施するものです。

なお、本県が提案した事業につきましては、消防庁の選定基準に合致したということで、5月上旬に事業採択の内定をいただいています。補正予算の御議決をいただいたところで、消防庁に事業受託の承認を行う予定となっています。

猪股委員　　私は甲斐市なんですけれども、甲斐市の消防団も定数は決まっているんですけども、多少ないし減りつつある。ただ、先ほどの説明だと、今、女性の団員はふえているということですから、これ、1回で終わりじゃなくて継続的にやっていかなければならない事業だと思うんです。その辺、今後の事業のスケジュール等はいかがなものでしょうか。

小澤消防保安課長　本事業の実施に当たりましては、事業効果を高めるため、ハンドブックの作成をまず行いまして、その後で、ハンドブックを活用して女性の消防団への入団を促進するという方向で、この事業の組み立てを考えています。

まずハンドブックの作成ですが、7月に県内の女性消防団の方から幅広い御意見をいただきまして内容を決定し、8月から年内ぐらいまでかけ、印刷、製本を完了させる。セミナーですが、多くの市町村で出初め式が1月に開催され、例年1月から3月にかけて消防団入団促進キャンペーンが実施されるということがありますので、1月中下旬にセミナーのほうを開催しまして、その後の各市町村の入団促進キャンペーン等にこのハンドブック等を活用して、女性消防団員の入団を促進していただきたいと考えています。

望月（勝）委員　防の2で、今回、4月に九州、熊本県での大地震が発生したわけですが、おそらく県職員も大勢、そこへ御苦労いただいて、支援活動に行っていたと思います。現在、支援活動に行かれています職員、先ほどの説明ではないですけども、医療ほか、各業務において支援活動に行っていますけれども、現在、何名ぐらい行って、そのうち、現状をどのように把握しているのか、お聞きします。

廣瀬防災局次長　これまでの派遣と現在の状況ですが、現在は業務支援という形で、市町村の被災状況の受付支援に2名行っています。過去、これまでですと、県職員というか、医療関係では46名、被災建物の応急危険度判定士の関係で、県土整備等から17名、被災者支援で42名、以上、県職員と病院の中病、北病を含めると111名行っています。それ以外に、県警察関係で交通整理等で24名というのが県職員の状況で、それ以外に民間等を加えますと、山梨県から派遣された人員は155名という形になっています。

望月（勝）委員　この予算で、金額的には116万円補正で、当初予算で148万円出ていま

して、現在、活動に行ってくれた100何名の方の実際の活動状況を、防災会議の中で、山梨県のこれからの地震防災に対してどのように反映をさせていくのか、お聞きしたいと思います。

廣瀬防災局次長 これまで行った者たちから、先日の5月27日に知事への報告会を開きまして、内容を報告させていただきました。これまでのところ、支援物資の配分とか輸送、避難所以外へ避難された方々への対応、そういったものの把握がまずかったということ、避難所運営において、大量の支援物資とか全国各地から支援チームが本県を訪れてくる、それに対して適切に現場で対応できるコーディネーターするような人材が不足していたこと、被災者を支援する立場である実際の職員もまた同時に被災者であり、役場、町の職員、市の職員もかなり多くが疲弊をしていたこと、そういった課題が上げられております。

今後、今回の予算に盛り込まさせていただきました防災会議の地震部会を開催すると同時に、委員の先生のうち何名かを現地の調査に派遣しまして、原因の究明と被害対応の検証を行い、本県の防災対策に反映させていきたいと考えています。

望月（勝）委員 これ、5年前の東日本大震災、今回の九州熊本の大震災、地震災害ですけれども、こういうものをやはり山梨県のこれからの大綱自身の中に、この会議の中で、そうした実践体験をしてきた方たちの意見を反映しながら、やはり実践に役立つ防災会議をして、ただ会議をしましたではなくて、そうした実践に生きる、実際の地震災害に活用できるような、県民の安全安心を考えていただいて、そういうものにしてきたいんですけれども、その点を質問して終わります。

廣瀬防災局次長 地域防災会議の地震部会の中で、委員がおっしゃることについて十分検討させていただきました。これを県の地域防災計画に反映させていく、教訓を踏まえまして、防災体制もしっかり見直していくということで対応させていただきたいと思います。

桜本委員 今回の関連なんですが、熊本における熊本県と市町村の役割の中で、県内27市町村の中で、県と同じ形の中で熊本へ検証しに行っている市町村もあるんでしょうか。

廣瀬防災局次長 市町村の状況は正確には把握しておりませんが、甲斐市、富士吉田市等では応援物資を送ったりしていますので、その状況で、市町村では把握しているものと思います。

桜本委員 というのは、やはり県の見方ばかりではなくて、27市町村の方々が、そういった目から被災に遭ったところと県の連携、そういった検証も必要になると思うんです。ぜひ27市町村の状況も踏まえて、今度は山梨県が中心となり、こういうことが問題ではないのかなとか、いろいろな側面も出てくると思いますので、市町村との関係というんですか、その辺のこともぜひ参考にさせていただくような会議を開いていただきたいと思います。いかがでしょうか。

廣瀬防災局次長 先ほど申しそびれましたが、甲府市の職員の方も派遣ということで応援に行っています。

今後、市町村と連携、話し合いをしながら、今回の熊本地震の教訓をどのように本県における県と市町村の連携に反映させていくか、十分、検討したいと

考えています。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

承第48号 山梨県県税条例等中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

所管事項質疑

(オープンガーデンやまなしのライトアップについて)

望月(利)委員 県庁敷地というのはこれまで敷居の高いイメージが否めず、入りづらいということでしたが、この4月から、年間通じて24時間の一般開放をされたということでもあります。こうすることによって、県庁の歴史と文化を感じられるような空間となってきたわけであります。また、県のランドマークとして、新たな観光名所として、多くの人に訪れてもらうようなスポットになってほしいなと私は思っていますが、その中で、夜間の噴水、旧館、議事堂、これがライトアップされているということで、またこれ、昼間とは全く違った趣のある雰囲気が出されているということなんですが、まず最初に、噴水と建物がライトアップされている時間、運用状況などについてお伺いします。

塩野財産管理課長 まず、噴水につきましては、凍結防止のために1月から3月の期間を除きまして、4月から12月までの、平日は日没から午後9時の間、土日祝日は午前9時から午後9時の間、稼働をしています。また、県指定の有形文化財であります別館、議事堂につきましては、年間を通じまして日没から午後9時の間、ライトアップを行っています。

なお、日没からと、今、説明をさせていただきましたが、5月から8月は午後7時から、9月から2月は午後6時から、3月から4月は午後6時半というふうに、日没の時間に合わせまして、それぞれ開始の時間をずらすこととしています。

望月(利)委員 そのライトアップということで、夜間、照らすということですが、せっかくライトアップするということなので、例えば東京タワー、スカイツリーのように、色を変えて啓発などに活用することはどうかと提案したいと思っています。

東京タワーは、実は冬は暖かみのあるオレンジとか、そういった色を使っているということで、夏は涼しげな白を基調としています。また、12月1日は世界エイズデーということで、啓発カラーが赤なんですけど、東京タワーは赤くライトアップするというような、記念日もしくは何かのメッセージというときに、メッセージを発信するツールとして使うことが可能かどうか、お伺いします。

塩野財産管理課長 まず別館のライトアップ用のライトですが、LEDのランプを使用しています。LEDということですので、照明機器自体が高温になることがあまりありませんので、ライトの上にセロファン等を乗せることにより、ライトアップの色を変化をさせることは可能であります。

ただ、議事堂の照明につきましては水銀灯を使用していますので、機器が非常に高温になるということがありますので、安全管理上、問題があるということで、そのところについては難しい状況であります。

また、噴水のライトですけれども、噴水はさまざまな色に変化をさせております。それ自体はプログラムを組んでいまして、全て色の変化はプログラミングされたとおりに色の変化をさせています。この色を啓発色に変えるということですが、そのプログラムを変更するために見積りをとりましたところ、1回50万円程度かかるということがありまして、経費的な問題もあるという状況であります。

こうした状況ですので、建物のライトアップにつきましては、啓発等を所管をしております課室からの、庁舎管理規則上の一時使用ということで申請をしていただき、それに基づいて別館のライトアップにつきましては、啓発色に変えていくということで対応をしたいと考えています。

望月（利）委員 予算もかかることであります。別館のライトアップは可能ということで御答弁いただきました。私としては、できるだけ広く県民に見ていただく、来ていただくオープン県庁という感覚の中で、今日は何の日だということを知らしめる意味も含めて、予算の部分もクリアして、もっと広げていただきたいと思うんですが、その点について、大変恐縮ですが、総務部長、お答えを何かいただければありがたいと思うんですが、よろしく願いいたします。

塩野財産管理課長 オープンガーデンやまなしということで、多くの観光客の皆さん、県民の方々に訪れていただきたいと思いますし、さまざまなイベント、県の啓発とPR、さまざまな場面で幅広く活用していただくということで、県民の皆様、観光客の皆様に親しまれ、また愛されるような場所となるように努めていきたいと考えています。

永井委員長 総務部長、その辺いかがですか。

前総務部長 ライトアップ、非常にきれいで好評だと思っていますので、県民により親しまれるように、あるいは、今、こういったイベントをやっているか、そういったことがわかるように検討していきたいと考えています。

（地域防災計画について）

安本委員 先ほど来、予算で熊本地震の教訓を踏まえて、現地調査をして防災計画、地域防災計画を見直すというお話が出ていますが、山梨県もこれまで東日本大震災、大雪もありました、御嶽山の噴火もありました、広島の土砂災害もありました、それぞれ教訓にさまざまな対応、見直しをしてきていると思いますが、熊本地震のことがあって、鬼怒川のはんらんのことに対する山梨県としての見直しというか、取り組みというか、評価をしなければいけない部分がどうなったのかなと、ちょっと気になっているんですけれども、鬼怒川の河川のはんらんについて、県の防災局で、山梨県としてどうしなければいけない、何か取り組みをされているのか、まずお伺いしたいと思います。

廣瀬防災局次長 鬼怒川の災害のときも、関東知事会等を通じて山梨県でも応援をさせてきていただいています。水防関係につきましても、内部では検討はしていますけれども、まだ直接、具体的にこれをというところまでには行っておりませんが、今後もさらに、今回の熊本地震も含めまして検討していきたいと考えています。

安本委員 ぜひそれもお願いしたいと思います。だんだん時がたってくると、防災計画の中に見直しがされないままで行ってしまうのではないかという危惧をしています。

私、昨年度の土木森林環境委員会で2つほど指摘させていただきましたけれども、1つは水害のハザードマップ、新しい新基準による取り組みがどこの市町村でも行われていないということを県の担当課からお伺いしました。今までは、河川決壊すると、自分の地域は大体何センチ、何メートル水没するというハザードマップだけだったんですけれども、その基準まで達するまでにどれぐらいの時間がかかるかとか、もし河川が決壊した場合に、その水の圧力で家屋が倒壊してしまう危険性がある、そういったところまで色塗りをするという新基準の国交省のハザードマップのマニュアルが平成25年3月に示されておりまして、そうしたことも予測されることについては進めるということも検討していただきたい。

もう1つは、台風が来るといったときに、河川のタイムラインというのがありまして、これも国が幾つか進めているようですけれども、県管理の河川の中で、水量がどれぐらいになったらどういう対応をしなきゃいけないとか、そういったこともまだ決められていないと伺っています。

これは私が思ったことですが、河川管理施設が水没をして排水ができなかったということも聞いておりますけれども、そういった点をしっかり各担当課から、鬼怒川の河川のはんらんに対して県として見直し、取り組みを行わなければいけないこと、ぜひ聴取をしていただいて、今回の熊本地震と合わせて見直しをお願いしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

廣瀬防災局次長 今回の熊本地震でも、避難所の関係というのは、先ほどの水害と同じようにやはり重要なテーマということで上がっています。やはりそういう水害等があった場合、土砂災害等があった場合、要避難支援者の支援というものも大変重要になってきています。避難準備警報等が出た段階でもう準備を始めていただく、避難をしていただくようなことも手順としてはなっています。

今後、市町村とよくお話をさせていただいて、そういう方の避難支援がしっかりできるように取り組んでいきたいと考えています。

安本委員 私の言い方が悪かったかもしれないんですけども、熊本地震と合わせてと言ったのは、熊本地震関連ではなくて、活断層の地震とかということではなくて、河川の水害という観点で、そういう観点を別に、遭わせてと言ったのがちょっとおかしかったかもしれないんですけども、熊本地震だけではなくて、見直しの時期として、それも含めて防災計画の見直しの観点に入れていただきたいということですので、よろしく願います。答弁は結構です。

その他

- ・ 本委員会が審査した事件に関する委員会報告書の作成及び委員長報告については委員長に委任された。
- ・ 閉会中もなお継続して調査を要する事件については配付資料のとおり決定さ

れた。

- ・ 継続審査案件調査の日時・場所等の決定は委員長に委任された。
- ・ 県外調査を8月29日から31日に実施することとし、詳細については後日連絡することとした。

以 上

総務委員長 永井 学